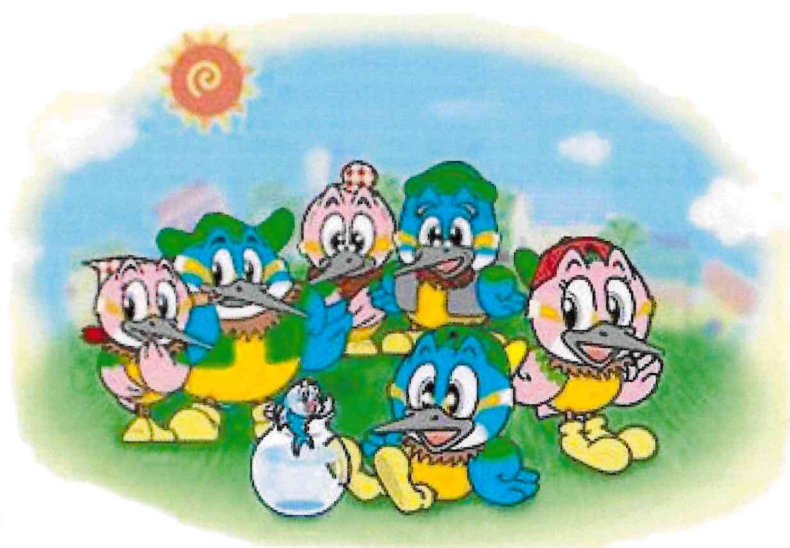


相続手続きのご案内



©1998 ISETO Corp./K.S



関信用金庫

目 次

I.	相続手続きの流れ・・・・・・・・・・	1
II.	遺産分割方法のご確認について・・・・・・・・	2
III.	お取引内容ごとのお手続き概要・・・・・・・・	3
IV.	よくあるご質問・・・・・・・・・・	4
V.	相続方法別の必要書類一覧表・・・・・・・・	6
VI.	必要書類のご案内・・・・・・・・・・	8
VII.	市区町村役場へお出かけの際のお願い・・・・・・・・	9
VIII.	相続確認表・・・・・・・・・・	10

I. 相続手続きの流れ

この度は大切な方のご逝去に接し、心よりお悔やみ申し上げます。

本冊子では、当金庫とお取引いただいているお客様がお亡くなりになり、その預金等を相続人の方が相続される場合のお手続きについてご案内いたします。なお、ご融資取引がある場合は、お取引店へご連絡ください。

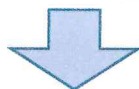
相続のお申出

- お取引店へご連絡ください。
- 預金支払停止等の措置をとらせていただきます。(亡くなられた事実を当金庫が知った時点で、支払停止等の措置をとらせていただいております。)



必要書類のご案内

- 今後のお手続きの流れ、必要書類をご案内いたします。必要書類は、遺産分割方法やお取引内容等により、異なります。



書類のご提出

- ご準備いただいた書類の原本をご提出いただきます。
(原本をコピーのうえご返却することも可能です。)
- お取引の内容・相続方法に応じた必要書類および当金庫所定の相続手続依頼書のご提出をお願いいたします。



預金等の払戻・名義変更手続

- 相続人様への預金の名義変更や解約金の払戻を行います。
- 計算書および手続きの終わった通帳等をお返しいたします。
- お手続きが完了するまでに日数がかかる場合があります。

Ⅱ. 遺産分割方法のご確認について

遺言書がある場合



6 ページ「V.相続方法別の必要書類一覧表」
[A遺言書がある場合] をご参照ください。

被相続人(お亡くなりになられた方)が遺言書を作成し、遺産の分割方法を定められた場合は、それに従って遺産を分割することになります。主な遺言書の方式としては「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があります。なお遺言者(被相続人)は、遺言で遺言執行者を自ら指定するか、その指定を第三者に委託することができます。また遺言書で遺言執行者が指定されていない場合は利害関係人等が家庭裁判所に請求することで、遺言執行者を選任することができます。

遺産分割協議書がある場合



7 ページ「V.相続方法別の必要書類一覧表」
[B遺言書がない場合] [a 遺産分割協議書あり] をご参照ください。

「どの財産を誰に取得させるか」について、相続人全員で話し合って決めることを遺産分割協議といいます。協議が整うと、法定相続人全員の署名、捺印による「遺産分割協議書」を作成し、その協議書にもとづき分配する手続きが行われます。

共同相続 遺言書や遺産分割協議書がない場合



7 ページ「V.相続方法別の必要書類一覧表」
[B遺言書がない場合] [b遺産分割協議書なし] をご参照ください。

法定相続人全員の合意に基づいて、相続預金等の払戻等の手続きを行っていただきます。

家庭裁判所の調停または審判がある場合



7 ページ「V.相続方法別の必要書類一覧表」
の該当する項目欄をご参照ください。

法定相続人全員の話し合いによる遺産分割協議が整わない場合は、家庭裁判所に申立てを行います。裁判所では、まず調停により遺産分割を行います。調停で合意に至らなければ、審判によって遺産分割を行います。

Ⅲ. お取引内容ごとのお手続き概要

お取引内容ごとの今後の手続き概要は、次のとおりとなります。

（本冊子の内容は一般的なものであるため、場合によっては必要書類や取扱いが異なる場合がございます。また日数を要することもございますので、あらかじめご了承ください。）

お取引内容	お 手 続 き 概 要	
ご預金等		・相続手続きが完了するまで、お払戻・ご入金等のお取扱いができなくなります。 ・相続手続きによるお支払いについては、相続人様へのお支払または相続人様への名義変更が可能です。＊名義変更は定期性預金に限ります。 ・口座振替のご契約がある場合、口座振替契約は停止となります。口座振替の継続を希望される場合には、新たな契約者様との預金口座振替契約を締結していただきます。 ・家賃等継続的に振込入金がある場合、入金指定口座を変更していただくようお願いいたします。
	総合口座	・貸越残高がある場合や貸越利息が生じている場合は、総合口座定期預金等を払戻して貸越元金および貸越利息に充当させていただくか、別途資金によりご返済をお願いいたします。
	当座預金	・当座預金取引契約は、契約者様の死亡によって終了します。 ・未決済の小切手・手形がある場合はお申し出ください。 ・未使用の小切手・手形用紙はご返却ください。
債券投資信託	・相続手続きが完了するまでは売買できませんが、償還日等期日到来分は被相続人名義の指定口座へ入金されます。ご契約内容等によりお手続き方法が異なりますので、別途ご相談させていただきます。	
保険等	・当金庫でお申し込んだ生命保険・火災保険等は、別途保険会社所定の手続きが必要となります。	
ご融資ローン等	・被相続人の方が債務者または保証人等になっておられました場合は、ご相談させていただきます。	
貸金庫	・開扉のお取扱いはできなくなります。 ・貸金庫の開扉、格納品のお受取等のお手続きにつきましては、原則、相続関係者様全員によるお手続きが必要です。	
振込・残高照会等のサービス契約	・解約させていただきます。引き続き相続人の方が本サービスを希望される場合は、改めて当金庫所定の申込書をご提出ください。	
出資証券	・会員様の死亡は法定脱退事由となります。お亡くなりになられた日より3ヶ月以内であれば、相続人による相続加入が可能です。	

IV. よくあるご質問

Q 残高証明書の発行が必要な場合

- A 発行に際しては以下の書類をご持参ください。
- ①被相続人様がお亡くなりになられたことが確認できる戸籍謄本等
 - ②ご来店者様が相続人、遺言執行者、相続財産管理人等であることがわかる戸籍謄本・遺言書・審判書等
 - ③ご来店者様の実印および印鑑証明(発行後6ヵ月以内)
 - ④ご来店者様のご本人確認ができる公的書類
- ※当金庫所定の発行手数料が必要になります。

Q 葬儀費用等で相続手続完了前に預金の一部払戻が必要な場合

- A 相続人様から、葬儀費用等の支払いに関する確認資料のご提出をお願いいたします。

Q 未成年の相続人様がいらっしゃる場合

- A 親権者様に代理人として相続手続を行っていただきます。親権者がいない場合、または親権者が管理権を有しない場合は、後見人が代理人となります。
⇒家庭裁判所の「未成年後見人選任審判書謄本」が必要となります。

未成年者とその親権者が遺産分割協議を行う場合は、利益相反行為に該当する恐れがあるため、親権者は未成年者の代理人となることはできません。その場合は、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要となります。

⇒家庭裁判所の「特別代理人選任審判書謄本」が必要となります。

Q 海外在住の相続人様がいらっしゃる場合

- A 海外に在住している方には国内の印鑑証明が発行されません。
該当国の日本大使館、領事館が証明した印鑑証明書に代わる「サイン証明書」等住民票に代わる「在留証明書」等が必要となります。

Q 相続放棄した相続人様がいらっしゃる場合

- A 相続手続は、相続放棄をされた方を除外して行います。
家庭裁判所の「相続放棄申述書受理証明書」または「審判書謄本」が必要となります。

Q 行方不明の相続人様がいらっしゃる場合

- A 行方不明の状況に応じて、家庭裁判所による「失踪宣告」「不在者財産管理人の選任」などの法的手続きをお取りいただくことになります。一般的には選任された不在者財産管理人の方に相続手続きを行っていただきます。
家庭裁判所の「失踪宣告審判書謄本」「確定証明書」および失踪宣告の審判確定が記載された「戸籍謄本」、不在者財産管理人の「印鑑証明書」が必要となります。

Q 高齢等で意思確認ができない相続人様がいらっしゃる場合

- A 家庭裁判所で成年後見制度による成年後見人等の選任をうけ、成年後見人の方に相続手続きを行っていただきます。
⇒法務局の「登記事項証明書【後見】」が必要となります。（「代理権目録」が必要な場合があります。）
後見人と被後見人が遺産分割協議を行う場合は、利益相反行為に該当する恐れがあるため、後見人は被後見人の代理となることはできません。その場合は後見監督人が手続きを行います。後見監督人が選任されていない場合は、特別代理人の選任が必要です。
⇒家庭裁判所の「特別代理人選任審判書謄本」が必要となります。また遺産分割内容により家庭裁判所の許可を受ける必要がある場合があります。
⇒相続手続きを行っていただく方の「印鑑証明書」が必要となります。

Q 相続人がいない場合

- A 家庭裁判所で利害関係人等の請求にもとづき、審判による相続財産管理人の選任を受けた方に相続手続きを行っていただきます。
家庭裁判所の「相続財産管理人選任審判書謄本」「（支払いを許可する旨の）審判書謄本」、相続財産管理人の「印鑑証明書」が必要となります。

Q 代理人に手続きを委任される場合

- A 他の相続人様や第三者に相続手続きを委任される場合は、委任状をご提出いただきます。この場合、委任される方と委任を受けた方の印鑑証明書が必要となります。

V. 相続方法別の必要書類一覧表

※必要書類 No.は8ページ「VI. 必要書類のご案内」参照

相続の形態			お手続き関係者	※必要 書類 No.	必要書類等
A 遺言書がある場合	自筆証書遺言の場合	執行者の 選任あり	遺言執行者	☐ 1	相続手続依頼書
				☐ 2	自筆証書遺言（検認済証明書または遺言書検認調書謄本）（注1）
				☐ 4	遺言執行者選任審判書謄本（自筆証書遺言内に遺言執行者の記載がある場合はご提示不要）
				☐ ①	被相続人様（お亡くなりになられた方）の除籍謄本等（上記4の内容により省略できる場合があります。また法務局が交付した「法定相続情報一覧図」のご提示がある場合は不要です。）
				☐ ③	遺言執行者の印鑑証明書
				☐ 5	遺言書情報証明書（注1）
		執行者の 選任なし	法定相続人 受遺者	☐ 1	相続手続依頼書
				☐ 2	自筆証書遺言（検認済証明書または遺言書検認調書謄本）（注1）
				☐ ①	被相続人様（お亡くなりになられた方）の出生から死亡までの連続した戸籍謄本・除籍謄本
				☐ ②	法定相続人様全員の戸籍謄本（上記①で記載がない場合に必要です。）
				☐ *	法務局が交付した「法定相続情報一覧図」のご提示がある場合、上記①②は不要です。
				☐ ③	法定相続人様全員および受遺者様の印鑑証明書（①～③は相続内容によっては一部省略できる場合があります。）
				☐ 5	遺言書情報証明書（注1）
	公正証書遺言の場合	執行者の 選任あり	遺言執行者	☐ 1	相続手続依頼書
				☐ 3	公正証書遺言（正本または謄本）
				☐ 4	遺言執行者選任審判書謄本（公正証書遺言内に遺言執行者の記載がある場合はご提示不要）
				☐ ①	被相続人様（お亡くなりになられた方）の除籍謄本等（上記4の内容により省略できる場合があります。また法務局が交付した「法定相続情報一覧図」のご提示がある場合は不要です。）
				☐ ③	遺言執行者の印鑑証明書
				☐ 1	相続手続依頼書
		執行者の 選任なし	法定相続人 受遺者	☐ 3	公正証書遺言（正本または謄本）
				☐ ①	被相続人様（お亡くなりになられた方）の出生から死亡までの連続した戸籍謄本・除籍謄本
				☐ ②	法定相続人様全員の戸籍謄本（上記①に記載がない場合に必要です。）
				☐ *	法務局が交付した「法定相続情報一覧図」のご提示がある場合、上記①②は不要です。
				☐ ③	法定相続人様全員および受遺者様の印鑑証明書（①～③は相続内容によっては一部省略できる場合があります。）

（注1） 令和2年7月10日より自筆証書遺言書を法務局で保管できる制度が開始されました。

同制度を遺言者が利用していた場合には、相続人等が法務局に請求すれば「遺言書情報証明書」の交付を受けられ、家庭裁判所の検認手続きは不要となります。

法務局における自筆証書遺言書保管制度を利用されている場合は「遺言書情報証明書」をご提出ください。

相続の形態		お手続き関係者	※必要書類 No.		必要書類等
B 遺言書がない場合	a 遺産分割協議書あり	相続預金等を取得する法定相続人受遺者	☐	1	相続手続依頼書
			☐	6	遺産分割協議書
			☐	①	被相続人様（お亡くなりになられた方）の出生から死亡までの連続した戸籍謄本・除籍謄本
			☐	②	法定相続人様全員の戸籍謄本（上記①に記載がない場合に必要です。）
			☐	*	法務局が交付した「法定相続情報一覧図」のご提示がある場合、上記①②は不要です。
			☐	③	法定相続人様全員および受遺者様の印鑑証明書
	b 遺産分割協議書なし	法定相続人受遺者	☐	1	相続手続依頼書
			☐	①	被相続人様（お亡くなりになられた方）の出生から死亡までの連続した戸籍謄本・除籍謄本
			☐	②	法定相続人様全員の戸籍謄本（上記①に記載がない場合に必要です。）
			☐	*	法務局が交付した「法定相続情報一覧図」のご提示がある場合、上記①②は不要です。
			☐	③	法定相続人様全員および受遺者様の印鑑証明書
和解による場合		相続預金等を取得する法定相続人受遺者	☐	1	相続手続依頼書
			☐	7	和解調書謄本
			☐	①	被相続人様（お亡くなりになられた方）の除籍謄本等（上記7の内容により省略できる場合があります。）
			☐	③	相続預金等を取得する法定相続人様、受遺者様の印鑑証明書
調停による場合		相続預金等を取得する法定相続人受遺者	☐	1	相続手続依頼書
			☐	8	調停調書謄本
			☐	①	被相続人様（お亡くなりになられた方）の除籍謄本等（上記8の内容により省略できる場合があります。）
			☐	③	相続預金等を取得する法定相続人様、受遺者様の印鑑証明書
審判による場合		相続預金等を取得する法定相続人受遺者	☐	1	相続手続依頼書
			☐	9	審判書謄本および確定証明書
			☐	①	被相続人様（お亡くなりになられた方）の除籍謄本等（上記9の内容により省略できる場合があります。）
			☐	③	相続預金等を取得する法定相続人様、受遺者様の印鑑証明書

- * 各種提出書類は、原本をご用意ください。
- * 被相続人様の通帳・証書・キャッシュカード等をご持参ください。
- * 来店して手続きされる方の本人確認書類をご持参ください。
- * 相続手続内容により別途、書類をお願いする場合がございますので、ご承知おきください。
- * 日数を要することもございますので、あらかじめご了承ください。

VI. 必要書類のご案内

相続方法により必要書類が異なります。くわしくは6～7ページをご参照ください

No	チェック	ご提出書類等	入手先
1	☐	相続手続依頼書 相続預金等の取扱方法を相続人等関係者様の署名・捺印により、お届けいただく当金庫所定の書類です。当金庫窓口までお申し出ください。	当金庫
2	☐	自筆証書遺言 検認済証明書または遺言書検認調書謄本 自筆遺言証書は原本をご提出ください。家庭裁判所の検認が必要となります。(注1)	お客様 ・ 家庭裁判所
3	☐	公正証書遺言 正本または謄本をご提出ください。	お客様
4	☐	遺言執行者選任審判書謄本 遺言執行者が家庭裁判所で選任された場合はご提出ください。	家庭裁判所
5	☐	遺言書情報証明書 法務局における自筆証書遺言書保管制度を利用されている場合はご提出ください。	法務局
6	☐	遺産分割協議書（ある場合） 法定相続人様全員の署名・捺印・印鑑証明書が必要になります。	お客様
7	☐	和解調書謄本 和解による遺産分割をされる場合はご提出ください。	地方裁判所
8	☐	調停調書謄本 調停による遺産分割をされる場合はご提出ください。	家庭裁判所
9	☐	審判書謄本および確定証明書 審判による遺産分割をされる場合はご提出ください。	家庭裁判所
①	☐	被相続人様（お亡くなりになられた方）の戸籍謄本・除籍謄本 出生から死亡までの連続した戸籍謄本、除籍謄本が必要です。被相続人様と相続人様との関係によっては、上記以外の戸籍謄本が必要となる場合があります。 (相続方法により死亡の確認のみを行う場合があります。)	本籍所在の 市区町村 役場
②	☐	法定相続人様全員の戸籍謄本 法定相続人様全員を確認できる戸籍謄本が必要です。 (上記①で法定相続人様であることが確認できる場合は不要です。)	本籍所在の 市区町村 役場
※	☐	法定相続情報一覧図 法務局が交付した「法定相続情報一覧図」のご提示がある場合は、上記①被相続人様（お亡くなりになられた方）の戸籍謄本・除籍謄本および②法定相続人様全員の戸籍謄本は不要です。	法務局
③	☐	相続関係者様（相続人・受遺者・遺言執行者等）の印鑑証明書 市区町村発行後6ヶ月以内のものをご用意ください。	市区町村 役場(注2)

※各書類は原本をご提出ください。原本を確認後、書類返却は可能です。

(注1) 法務局における自筆証書遺言書保管制度を利用されている場合は、「遺言書情報証明書」をご提出ください。

(注2) 家庭裁判所、弁護士協会等が発行する印鑑の証明書をお持ちの方はお申し出ください。

Ⅶ. 市区町村役場へお出かけの際のお願い

相続手続に必要な戸籍謄本等をもれなくご用意いただくために、市区町村役場へお出かけの際は、本紙をご持参の上、市区町村役場の担当者に、「相続手続に使用するため」と申し添えてください。

【各市区町村の担当者の方へ】

預金等の相続手続を行うにあたり、次の書類が必要です。

* 被相続人

出生から死亡までの連続した戸籍(除籍)謄本

※ 戸籍謄本に「改製」「婚姻」「転籍」「分籍」「家督相続」などの文言がある場合は、戸籍が新しくなっていますので、さらにそれ以前の戸籍謄本をお願いします。

◎出生から死亡までの「戸籍(除籍)謄本」とは

(例) 下記のケースの場合、①から④までの「戸籍謄本」となります。



* 相続人

相続人であることが確認できるすべての戸籍謄本

※ 被相続人の戸籍謄本で確認できれば不要です。

【ご参考 法定相続人の範囲と法定相続分】

被相続人との続柄	順位	法定相続人になる場合
配偶者		常に相続人となります。
子	第1順位	実子・養子・嫡出子・非嫡出子を問わず相続人になります。 養子は、養親・実親の双方の相続人となります。 特別養子は、養親のみの相続人となります。
孫	子の代襲相続	相続人である子(孫の親)が、相続開始前に死亡しているときに代襲相続人となります。
直系尊属 (父・母等)	第2順位	被相続人に子(代襲相続人を含む)がない場合 ※被相続人に子(代襲相続人を含む)の他、直系尊属父・母もいない場合は、直系尊属祖父・祖母が相続人となります。
兄弟姉妹	第3順位	被相続人に子(代襲相続人を含む)の他、直系尊属父・母、直系尊属祖父・祖母もいない場合
甥・姪	兄弟姉妹の代襲相続	被相続人に子(代襲相続人を含む)の他、直系尊属父・母、直系尊属祖父・祖母もなく、兄弟姉妹(甥・姪の親)も既に死亡している場合

法定相続分

- ・ 配偶者と子が相続人の場合 … それぞれ2分の1
 - ・ 配偶者と直系尊属が相続人の場合 … 配偶者が3分の2、直系尊属が3分の1
 - ・ 配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合 … 配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1
- (注) 相続する子、直系尊属、兄弟姉妹が複数いる場合は、その間での相続割合は平等です。

代襲相続

相続人が相続開始前に死亡又は欠格・廃除により相続権を失っている場合、相続人に代わって相続人の直系卑属(子・孫)が相続人となることです。

子の代襲相続は、孫・曾孫と代を下ることができます。兄弟姉妹の代襲相続は甥・姪までに限られます。又直系尊属には、代襲相続が認められておりせん。

法定相続権のない者

- ・ 婚姻届を出していない夫婦の配偶者
- ・ 養子縁組をしていない配偶者の連れ子
- ・ 従兄弟(いとこ)
- ・ 伯父(叔父)・伯母(叔母)

VIII. 相続確認表

被相続人(亡くなられた方)および相続人のお名前をご記入くださいますようお願いいたします。

- ① ()内に死亡年月日をご記入ください。
- ② 養子縁組等の状況があればご記入下さい。
- ③ 代襲相続の場合は、点線を実践にしてください。
- ④ マスが不足する場合は、適宜追加ください。

相続人の順位
配偶者は常に相続人になります。
第1順位…子
第2順位…父母(直系尊属)
第3順位…兄弟姉妹

祖 父 ()	祖 母 ()	祖 父 ()	祖 母 ()
父 ()		母 ()	
常に相続人 配偶者 ()		被相続人様 (お亡くなりになられた方) ()	
子:第1順位 子 ()		兄弟姉妹:第3順位 兄弟姉妹 ()	
子 ()		兄弟姉妹 ()	
子 ()		兄弟姉妹 ()	
子 ()		兄弟姉妹 ()	
子 ()		兄弟姉妹 ()	
孫 ()		甥・姪 ()	
孫 ()		甥・姪 ()	
孫 ()		甥・姪 ()	
孫 ()		甥・姪 ()	
孫 ()		甥・姪 ()	
孫 ()		甥・姪 ()	

(代襲相続)*

* 代襲相続とは、相続人になるはずであった方が被相続人より先に亡くなっていた場合にすでに亡くなっていた方に代わってその子(孫)が相続することをいいます。子の代襲相続は孫・曾孫と代を下ることができます。兄弟姉妹の代襲相続は甥・姪までに限られます。

店舗のご案内

本店営業部	〒501-3893 岐阜県関市東貸上 12 番地の 1	☎(0575)21-1020
本町支店	〒501-3886 岐阜県関市本町 2 丁目 21 番地	☎(0575)22-1251
東支店	〒501-3822 岐阜県関市市平賀 451 番地 1	☎(0575)22-0078
金山支店	〒509-1614 岐阜県下呂市金山町大船渡 591 番地 5	☎(0576)32-3176
長森支店	〒500-8223 岐阜県岐阜市水海道 2 丁目 6 番 1 号	☎(058)247-2811
山王通支店	〒501-3252 岐阜県関市山王通 2 丁目 2 番 25 号	☎(0575)24-1166
加茂野支店	〒505-0052 岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉 1554 番地 6	☎(0574)26-6166
三輪支店	〒501-2576 岐阜県岐阜市太郎丸新屋敷 209 番地	☎(058)229-5511
山田支店	〒501-3944 岐阜県関市山田 79 番地の 2	☎(0575)28-5115
各務原支店	〒504-0026 岐阜県各務原市那加前野町 4 丁目 128 番地の 2	☎(058)371-3121
桜ヶ丘支店	〒501-3902 岐阜県関市弥生町 3 丁目 3 番 3 号	☎(0575)24-7711
美濃支店	〒501-3753 岐阜県美濃市松森 686 番地 13	☎(0575)33-4770
みのかも支店	〒505-0027 岐阜県美濃加茂市本郷町 5 丁目 9 番 16	☎(0574)66-2424